

## 懲罰的損害賠償と第三者の損害

——Philip Morris USA v. Williams, 549 U.S. 346,  
127 S.Ct. 1057, 166 L.Ed. 2d 940 (2007).

木 村 仁

### I. 事実の概要と判示内容

#### 1. 事実の概要

訴外ウィリアムズは、約40年間にわたって被告フィリップ・モリス社が製造するタバコ（主としてマルボロ）を吸い続け、1997年に肺ガンで死亡した。フィリップ・モリス社は、1950年代の後半にはタバコに発ガン性があることを認識していたにもかかわらず、1990年代まで、喫煙が健康に本当に害を及ぼすかどうか疑問が残るとのキャンペーンを展開していた。ウィリアムズが家族による説得を受け入れずタバコを吸い続けたのは、タバコは健康に害をもたらすことはない、タバコ会社がそれほど健康に悪いものを売るはずがないと信じていたからであった。ウィリアムズの死後、その妻（原告）が、フィリップ・モリス社に対して、過失と詐欺を理由に損害賠償を求めて提訴したのが本件である。

陪審は、ウィリアムズの死亡はタバコが原因であると認定した。また、彼は大量に喫煙しても健康に害はないと思っていたが、これはフィリップ・モリス社が故意に信じ込ませたことによるものであり、フィリップ・モリス社の行為は詐欺にあたるとした。詐欺に関して陪審は、82万1,000ドルのてん補賠償に加えて、7,950万ドルの懲罰的損害賠償を救済として与えるとの評決に達した。これに対して事実審裁判所は、7,950万ドルの懲罰的損害賠償は過大であるとして、3,200万ドルに減額した。

双方が控訴したが、オレゴン州控訴裁判所は、陪審による7,950万ドルの懲

罰的損害賠償の認定を支持した。フィリップ・モリス社がオレゴン州最高裁に上訴したが却下されたので、連邦最高裁に上訴した。連邦最高裁は、2003年 State Farm 事件における連邦最高裁判決<sup>(1)</sup>にしたがって審査を行うよう命じて、本件をオレゴン州控訴裁判所に差戻した。

差戻審においてオレゴン州控訴裁判所は、再び陪審によって認められた懲罰的損害賠償全額を支払うよう命じたので、フィリップ・モリス社は、再度州最高裁に上訴し、今度は受理されるに至った。

州最高裁においてフィリップ・モリス社は、第一に、当事者ではない第三者の被害について被告を罰するために懲罰的損害賠償を課すことは、合衆国憲法が規定するデュー・プロセス条項に違反しており、事実審裁判所は、陪審に、原告以外の者に対する影響に関して懲罰的損害賠償を適用して被告を罰してはいけない旨の説示をすべきであったと主張した。第二に、懲罰的損害賠償額とてん補賠償額との比率が約100対1となっており、懲罰的損害賠償額が極めて過大であると述べた。しかしながらオレゴン州最高裁は、フィリップ・モリス社のいずれの主張も認めず、州控訴裁の判決を支持した。すなわち、被告が原告に対して行った行為と同様の行為によって第三者が被った損害について懲罰的損害賠償を課すことは違憲ではないとし、またフィリップ・モリス社の行為は極めて非難可能性が高いものであるとして、7,950万ドルという懲罰賠償額は決して過大ではないと判示した。<sup>(2)</sup>

フィリップ・モリス社は連邦最高裁に裁量上訴 (certiorari) を求めた。連邦最高裁は、①第三者が被った損害について懲罰的損害賠償を課することをオレゴン州が認めたことは合衆国憲法に抵触するの否か、②懲罰的損害賠償は原告の損害に合理的に関連性のあるものでなければならないという憲法上の要件をオレゴン州は無視したの否か、という2つの争点に限定して裁量上訴を受理した。

## 2. 判旨

連邦最高裁は5対4で、原判決を破棄して差戻した。

(1) 538 U.S. 408, 123 S.Ct. 1513 (2003).

(2) Williams v. Philip Morris Inc., 127 P. 3d 1165 (Or. 2006).

(1) ブライアー裁判官による法廷意見。(これにロバーツ首席裁判官、ケネディ、スーター、アリトーの各裁判官が同調。)

(a) 違法行為に罰則を与え、再発を抑止するという州の正当な利益を促進するために、懲罰的損害賠償を課することができる。他方で、州が懲罰的損害賠償の認定につき陪審の裁量権に対して適切な基準を設けないとすると、被告が自らに課される罰則の内容につき適切に知る機会が奪われることとなる。また、恣意的な罰が加えられることになり、さらに、懲罰的損害賠償額が過大であると、ある州の政策の選択が、近隣の州に押し付けられることになってしまう。

したがって、これまで懲罰的損害賠償認定の手続とその額の両者に関して、憲法上の制限が存在するとの判示がなされてきた。ここでは、懲罰的損害賠償の額が「極めて過大」であるか否かの判断は行わず、憲法上の手続的制限に限定して検討を行うこととする。

(b) 第三者の被った損害に関して被告を罰するために、州裁判所が懲罰的損害賠償を課することは、合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項に違反する。

第一に、訴訟当事者には、あらゆる防御の機会が保障されなければならないが、当事者でない第三者が被った損害に関しては、被告には防御の機会が与えられていない。

第二に、訴訟当事者でない第三者の損害に対して懲罰的損害賠償を認めるとすれば、被害者の数、被害の程度、損害が生じた状況などが不明であり、懲罰的損害賠償を認定する基準がほとんど無に等しいものになってしまう。恣意性もしくは不確実性がある、または被告に対して罰則の内容が適切に通知されないリスクが高まるなど、デュー・プロセス条項が最も懸念する状態が生ずる。

第三に、第三者が被った損害に関して被告を罰する目的をもって懲罰的損害賠償を認めた先例は存在しない。懲罰的損害賠償の合理性を判断する際に、被告の行為によって当該原告が潜在的に被った損害についてはこれを考慮要素とすることは適切であるが、第三者が被った損害について考慮することを認めた先例はない。

被告の行為によって第三者にも現実の損害が生じているという事実があれば、被告の当該行為は、原告に対してだけでなく一般公衆に広く損害を与えたりス

クが存在するという証拠になり、したがって被告の行為の非難可能性が特に高いことを示すこととなる。しかし他方で、第三者が被った損害について、直接に被告を罰する目的をもって懲罰的損害賠償を利用することは許されない。

上述のような不公正さが生ずるリスク、恣意的な判断がなされるリスク、被告に対する適切な通知がなされない懸念、さらに、懲罰的損害賠償の利用によってある州の政策が他の州に対して強制されるリスク等を勧案すると、州は陪審に対して不適切な指針が提示されることを回避しなければならない。したがって、陪審が、第三者の損害に関して被告の非難可能性を判断することを超えて、罰を与えることを求めて、誤った質問をしないよう州は必要な措置を講ずる義務を負うと解される。

(c) オレゴン州最高裁は、陪審が非難可能性の判断に関しては第三者への損害を勧案しながら、懲罰賠償額の算定においては考慮の対象としないということが可能かどうか、不明確であると述べる。陪審が、非難可能性の決定に関して第三者への損害を考慮に入れ、さらにその損害に関して被告に懲罰を加えたことを、いかにして判断すればよいのであろうか。

この問題に対する回答は、州裁判所は、混乱を招くリスクのある不合理かつ不要な手続を行ってはならないということである。特に、事実審理に提出された証拠または原告が陪審に対して行った主張によって陪審が誤解するリスクが高まっている場合、裁判所は、被告の要求があれば、そのリスクから被告を保護しなければならない。各州は、いかなる訴訟手続を行うか、一定の範囲内で柔軟に判断することができるが、合衆国憲法のもとでは適切な場合には、被告に何らかの保護を与えなければならないのである。

したがって、オレゴン州最高裁は誤った憲法上の基準を適用しており、上述の基準を適用して判断するよう命じて差戻す。当裁判所が述べた基準を適用すると、再審理 (new trial) が必要となるか、または懲罰的損害賠償額の算定に差が生ずると思われるので、懲罰的損害賠償額が憲法上「極めて過大」であるか否かの判断は行わない。

## (2) スティーブンス裁判官の反対意見

州が不法行為を行った加害者に懲罰的損害賠償を課する権限に対しては、第4(715) 法と政治 59巻2号 (2008年7月)

14修正のデュー・プロセス条項による手続的および実体的な制約がある。

法廷意見は、民事罰を課する州の権限に対して新たな制限を加えたが、非難すべき行為に対していかなる制裁が妥当であるかを判断するにあたって、なぜ訴訟当事者でない者が被った損害に関して被告を罰するという考慮がなされないのか、その理由がわからない。非難可能性の高い行為に対していかなる制裁が妥当であるかを判断するにあたって、被告が第三者に与えた損害に関して被告に懲罰を与えることをなぜ考慮しないのか、私には理解できない。

てん補賠償は被告が原告に与えた損害にもとづいて算定されるが、他方懲罰的損害賠償は、被告の行為によって惹起されたまたは危険が増した一般公衆への損害に対して制裁を加えるものである。刑事罰が課される正当化根拠と異なるところはほとんどない。被告の行為が第三者に対して与えた損害にもとづき金銭賠償が認められた先例は見られないが、しかしながら、被告の行為によって第三者が損害を被ったことは、被告の不法行為の非難可能性を判断する際に、考慮されるべき要素となってきたことは間違いがない。

てん補賠償の算定において、第三者に与えた損害のてん補も含まれるとすると、デュー・プロセスに反して、被告から財産を不当に奪うことになることは疑いがない。しかし、懲罰的損害賠償は、懲罰と抑止という、てん補賠償とは全く異なった目的を有する制度であり、刑事罰と同じ機能を有するのである。懲罰的損害賠償のこのような存在理由は、その一部または全部が州に納付される場合には、より強固なものとなる。

法廷意見によると、被告の行為の非難可能性を判断する際に、第三者に与えた損害を考慮することは許されるが、被告に直接懲罰を与えるために第三者の損害を考慮することは禁じられるという。私にはこれが理解できない。被告の行為が第三者にも被害を与えたことによって当該行為の非難可能性が高まったとして、陪審が懲罰的損害賠償額を増額したとすれば、陪審はまさに第三者が被った損害について直接に懲罰を与えることになる。

### (3) トーマス裁判官の反対意見。

合衆国憲法は、懲罰的損害賠償額に対して制限を設けてはいない。

(4) ギンスバーグ裁判官の反対意見。(スカリア裁判官とトーマス裁判官が同調。)

法廷意見が、非難可能性の判断において検討されるべき問題は、被告が喫煙者全体に対して与えることを意図した損害であると述べたことは正当である。しかし、法廷意見はこの点と矛盾する証拠があったこと、またはこの点と矛盾した説示がなされたことを明らかにしていない。

被告が異議を述べているのは、被告が提案した説示内容が事実審裁判所で採用されなかった点に対してであるが、法廷意見は、その説示内容の妥当性について何ら見解を述べておらず、事案の範囲を超えた判断を下している。

## II. 検 討

### 1. 懲罰的損害賠償とデュー・プロセス

1991年の Pacific Mutual Life Insurance Co. v. Haslip 事件<sup>(3)</sup>において、州による懲罰的損害賠償の認定手続と認定額が、合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項による制約を受けることが明確にされた後、連邦最高裁は、同条項に依拠して、州の懲罰的損害賠償の認定に関して徐々に規制を強化し、その内容を具体化する方向にあると思われる。

1996年の BMW v. Gore 事件<sup>(4)</sup>では、懲罰的損害賠償の認定がデュー・プロセス条項に違反するか否かを判断する指標として、①被告の行為の非難性の程度、②原告が被った実損害と懲罰的損害賠償額との割合、③類似の違法行為に対して課される刑事罰または民事罰との差、との判断要素が示された。さらに、2003年の State Farm v. Campbell 事件<sup>(5)</sup>においては、懲罰的損害賠償とてん補賠償

(3) 499 U.S.1, 111 S.Ct.1032 (1991). 本判決については、浅香吉幹・本件判例評釈・アメリカ法 [1992-1] 129頁等参照。

(4) 517 U.S.559, 116 S.Ct.1589 (1996). 売主(被告)が新車販売の際に、再塗装していることを買主(原告)に説明しなかったことが詐欺に当たるとして、買主が売主に対して懲罰的損害賠償を含む損害賠償を請求した事例。4,000ドルのてん補賠償と200万ドルの懲罰的損害賠償を是認したアラバマ州最高裁判決に対して、連邦最高裁は、200万ドルの懲罰的損害賠償額の裁定は極めて過大であり、デュー・プロセスに違反すると判示した。本件については、木下毅・本件判例評釈・別冊ジュリスト139号198頁(1996年)、清水真・本件判例評釈・比較法雑誌35巻2号245頁(2001年)等参照。

(5) 538 U.S.408, 123 S.Ct.1513 (2003). 自動車事故に関して、被告の保険会社が原告

償の割合が10対1を超える場合には、デュー・プロセスを満たす可能性が低いと判示されている。本判決も、デュー・プロセス条項を理由に、州による懲罰的損害賠償の認定に対して一定の枠を設ける連邦最高裁判決の一連の流れに沿うものであるといえるが、懲罰的損害賠償額の適正さには踏み込まず、あくまで州裁判所における審査基準が手続的デュー・プロセスに合致するか否かにつき一定の判断を示したものである。

## 2. 第三者の損害と懲罰的損害賠償

### (1) 被告の行為による「潜在的損害」の範囲

懲罰的損害賠償に関する州の制定法が存在しなければ、懲罰的損害賠償の認定にあたって通常考慮される要素は、①被告の行為の非難可能性、②被告の資産、③当該行為によって被告にもたらされた利益、④訴訟費用、⑤被告に課された民事制裁、刑事罰の内容、⑥被告の行為によって引き起こされた現実的損害または潜在的損害と原告が被った実損害の比率、などである。<sup>(6)</sup> 被告の行為による潜在的な損害も、懲罰的損害賠償を算定する際の判断要素の一つとされてきたのであるが、「潜在的損害」とは原告自身の潜在的損害のみを指すのか、あるいは被告の行為によって原告以外の第三者が被った損害まで含むのであろうか。これまで判例はこの点に関して、明確な指針を示しているとはいえない状況にあった。

たとえば、TXO Production Corp. v. Alliance Resources Corp. 事件<sup>(7)</sup>における

---

(被保険者)に対して保険金を支払わず、原告の法的責任について別訴において争わせた行為が、不誠実、詐欺、および精神的苦痛を故意に与えたことになると認定され、ユタ州最高裁は、てん補賠償100万ドル、懲罰的損害賠償1億4,500万ドルを損害賠償の内容とする判断を下した。連邦最高裁は、本件懲罰的損害賠償額はデュー・プロセスに違反するほど過大であるとして、原判決を破棄し差戻した。本判決については、浅香吉幹・本件判例評釈・アメリカ法 [2004-1] 149頁、伊藤壽英・本件判例評釈・ジュリスト1251号185頁(2003年)等参照。

(6) DANN B. DOBBS, THE LAW OF TORTS § 382 (2000).

(7) 509 U.S.443, 113 S.Ct.2711 (1993). TXO社は、アライアンス社からある土地の石油とガスの採掘に関する権利を譲り受け、アライアンス社に対してロイヤルティーを支払う契約を締結したが、権原の瑕疵 (cloud on title) を除去する宣言判決を求める訴えを提起した。これに対してアライアンス社は、権利誹毀 (slander of title) を理由に反訴を提起した。TXOが、当該権原が有効であることを知っていたにもかかわらず、ロイヤルティー

相対多数意見は、懲罰的損害賠償額を算定するにあたって、「被告の違法な計画が実現したのであれば、被告が標的とした被害者に生じたであろう潜在的な損害の大きさと、同様の行為が阻止されなければ他の者が被ったであろう損害の大きさを考慮にいれて、判断することが適切である<sup>(8)</sup>」と述べている。他方で、State Farm v. Campbell 事件では、原告の損害と関連性のない行為に対して懲罰を課し、これを抑止するために懲罰的損害賠償を裁定することは認められず、「非難可能性という要素を装って、懲罰的損害賠償の算定において、被告に対する他の当事者の仮定的な請求に関して裁判所が判断を下すことは、デュー・プロセスに違反する<sup>(9)</sup>」と判示されている<sup>(10)</sup>。

このように、これまで当事者以外の第三者の損害を懲罰的損害賠償の算定の際に考慮することができるのか否か、必ずしも明確ではなかった。本判決は、陪審が被告の行為の非難可能性を判断する要素として、被告の行為によって第三者が被った現実の損害または潜在的損害を検討することは可能であるが、懲罰的損害賠償額の算定において、第三者の損害を考慮に入れることはデュー・プロセスに反することを明らかにした点で意義があると思われる。

## (2) 複数被害者による懲罰的損害賠償請求

被害者が多数にのぼることが予想される不法行為事例において個々の訴訟ごとに懲罰的損害賠償を認めることに関しては、アメリカでは二重処罰の禁止は刑事法上の原則であって民事訴訟には適用されないと解されてはいるが、被告に対する過剰な懲罰が問題となり得る。また、最初の原告が多額の懲罰的損害賠償を獲得すると、被告の資産が目減りし、後続の原告が十分な救済を受けられなくなる懸念が生ずる<sup>(11)</sup>。複数の被害者が存在する場合に、一人の原告に与え

---

の再交渉のために本件訴訟を提起したことは不誠実であるとして、陪審はTXOに対して、1万9,000ドルの元金補償と1,000万ドルの懲罰的損害賠償を支払うよう命じた。連邦最高裁は、懲罰賠償が極めて過大であるか否かは一般的な合理性の基準によるとして、この基準に照らして本件懲罰賠償の裁定は合憲であるとの結論を下した。

(8) *Id.* at 460.

(9) 538 U.S. 408, 123 S.Ct. 513 (2003).

(10) *Id.* at 423.

(11) DANN B. DOBBS, *THE LAW OF REMEDIES: DAMAGES-EQUITY-RESTITUTION* 338 (2nd ed. 1993).



られる懲罰的損害賠償額が過大となることを防止するために、懲罰的損害賠償額の算定にあたって考慮される要素に制約を課した法廷意見の姿勢には共感できる部分がある。

しかしながら、被害者全てが実際に適切な救済を受けることができるとは限らない。そのような場合には、被告の同様の行為によって損害を被った第三者の損害を考慮に入れて懲罰的損害賠償額を算定しなければ、十分な抑止効果が期待できない場合があると指摘されている<sup>(13)</sup>。また、陪審が他の被害者の損害と被告の資産を考慮することにより、一人の原告に与える懲罰的損害賠償額を抑制する可能性も考えられるであろう。さらに、原告以外の第三者の損害が確定していない場合に、第三者の潜在的または拡大損害を考慮して懲罰賠償額を決定すべきか否かも問題となる<sup>(14)</sup>。州は、被告の行為の非難可能性、被告の資産、原告のてん補賠償の充分性、他の被害者の救済可能性などを考慮しつつ、不法行為の抑止と懲罰という目的を達成するために必要な懲罰的損害賠償を認定する裁量権を有しており、第三者の損害を一律に考慮要素から除外することにデュー・プロセス上明らかな正当性を見出すことができるのか、疑問を禁じえない。

法廷意見の最大の問題点は、スティーブンス反対意見が指摘するように、非難可能性の判断のためには第三者の損害を考慮することができるが、懲罰的損害賠償額の算定にあたって利用してはならないとのルールが理論的に成立するものであるのか（非難可能性の程度は賠償額の算定において極めて重要な要素ではないのか）、たとえ理論的に可能であっても実際に機能するのか、という点である。陪審に対する説示の内容について法廷意見は何ら具体的な指針を示

---

(12) *Id.* at 339.

(13) Mitchell Polinsky & Steven Shavell, *Punitive Damages: An Economic Analysis*, 111 *Harv. L. Rev.* 869 (1998). Polinsky と Shavell は、法と経済学の立場から、すべての被害者が提訴し、てん補賠償を得られるのであれば懲罰的損害賠償は不要であるが、被告がてん補賠償を免れる可能性がある場合には、不法行為の抑止のために懲罰的損害賠償が必要であると論ずる。

(14) Catherine M. Sharkey, *Punitive Damages as Societal Damages*, 113 *Yale L.J.* 347, 420-22 (2003); Daniel Agle, *Comment: Working the Unworkable Rule Established in Philip Morris: Acknowledging the Difference Between Actual and Potential Injury to Nonparties*, 7 *B.Y.U.L. Rev.* 1317, 1356-58 (2007).

さず、州に委ねる姿勢を見せているが、ただでさえ懲罰的損害賠償に関する裁判官の説示を正しく理解している陪審の割合が低いとの実証研究がなされている中で、<sup>(15)</sup>「第三者が被った損害は、非難可能性の判断について考慮することは許されるが、懲罰賠償額の算定において根拠としてはならない」とのルールを陪審が理解し、これを正しく適用して賠償額を認定できるのか、大いに疑問であるといえるだろう。

なお、差戻審においてオレゴン州最高裁は、州最高裁自身の以前の判断、すなわち被告が提示した説示を拒否したことに誤りが無いとの判断を再び支持すると判示した。<sup>(16)</sup>同州最高裁によると、フィリップ・モリス社は、事実審裁判所が被告によって提示された説示を採用しなかったことが違法であると主張しているが、オレゴン州においては、提示された説示がその形式と実質におけるあらゆる点に関して明確かつ正確でなければ、事実審裁判所の判断を覆すことはないとのルールが確立している。ところが、被告が提示した説示内容はオレゴン州法を正確に述べていない。したがって、事実審裁判所が当該説示を採用しなかったことに誤りはないとの結論を下している。手続的デュー・プロセスに合致する説示の内容を、連邦最高裁が具体化できなかったことによる帰結である。

### Ⅲ. むすびに代えて

被告の行為の非難可能性を判断するために原告以外の第三者の損害を考慮に入れることはできるが、これを懲罰的損害賠償額の算定要素とすることはデュー・プロセスに違反するとの法廷意見に対しては、理論上そして実務上の疑問が残る。しかしながら他方で、原告が多数に上る場合に、懲罰的損害賠償の重複を調整する必要性が存在することも確かである。この問題に関しては、<sup>(17)</sup>①最初に提訴した原告にのみ懲罰的損害賠償を認める (first comer rule)、②被告の

(15) CASS R. SUNSTEIN et al., PUNITIVE DAMAGES: HOW JURIES DECIDE 91 (2002) によると、評決の直後に、裁判官の説示を正確に覚えていた陪審員は10%に満たないという。

(16) Williams v. Philip Morris USA, 2008 Ore. LEXIS 5 (2008).

(17) OFFICIAL CODE GA. ANN. § 51-12-5.1 (e) (1) (2008). 「製造物責任を訴訟原因とする場合には、被告の作為または不作為によって生ずる可能性のある訴訟原因の数に関わらず、本州の裁判所において被告に対して懲罰的損害賠償を課することができるのは、一度かぎ

イニシアティブにより懲罰的損害賠償に関するクラス・アクションを認める<sup>(18)</sup>、  
③競合権利者確定手続（interpleader）を利用し、当該事件に関する全ての判決が、競合権利者確定手続を行う裁判所で統合されるまで、個々の懲罰的損害賠償判決の執行を差止めることを認める<sup>(19)</sup>、④州制定法により懲罰的損害賠償の一部または全部を州の被害者救済基金に納付させる<sup>(20)</sup>、⑤州の司法判断により懲罰的損害賠償の一部を他の被害者救済に割り当てる<sup>(21)</sup>、などの方法が示されている。連邦裁判所による対処の範囲を超えるものであるが、今後この問題に関して各州がいかなる対応をしていくのか、注目されるところである。

[付記] 本稿脱稿後、本件判例評釈として、初丘宏成「本件評釈」[2007-2]アメリカ法311頁、溜箭将之「本件評釈」ジュリスト1361号169頁（2008年）に接した。

---

りである。」

(18) DOBBS, *supra* note 11, at 340; Sharkey, *supra* note 14, at 402-410.

(19) DOBBS, *supra* note 11, at 340.

(20) アラスカ、ジョージア、イリノイ、インディアナ、アイオワ、ミズーリ、オレゴン、ユタの各州は、懲罰的損害賠償の一定割合を州または州の機関に納付することを原告に義務づける、いわゆる split-recovery statute を制定している。しかし、アラスカ州、ジョージア州、ユタ州は、納付された懲罰賠償金を州の一般財源に組み入れ、原告以外の被害者救済のために利用していない。See, Sharkey, *supra* note 14, at 379.

(21) See, e.g., *Dardinger v. Anthem Blue Cross & Blue Shield*, 781 N.E. 2d 121 (Ohio 2002). (被告保険会社が、原告の妻のガン治療に関する費用の支払を拒否し、この行為が不誠実であるとして懲罰的損害賠償が認められたが、オハイオ州最高裁は、懲罰賠償額の一部を裁判所が創設する特別のガン研究基金に納付しなければならないと判示した。)